

平成21年10月1日
気 象 庁

緊急地震速報の専用の受信端末をご使用の皆様へ

気象庁からのお知らせ（重要）

～ 12月1日は緊急地震速報を活用した訓練を行いましょう ～

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が必要です。

また、震源近くで緊急地震速報が間に合わない場合でも、緊急地震速報を見聞きしたときと同じように、あわてずじょうぶな机の下に入るなどの身を守る適切な行動をとることが基本です。

気象庁では、訓練の重要性から、平成21年度より訓練用の緊急地震速報（以下「訓練用電文」という。）の配信を開始することにしました。

このことから、緊急地震速報の専用の受信端末をご使用の皆様におかれましては、12月1日(火)10時15分ころに緊急地震速報を活用した訓練を行っていただきますようお願いいたします。

また、この訓練に関して、緊急地震速報を配信している事業者等から、訓練用の緊急地震速報を皆さまがお持ちの専用端末受信した際の動作状況等、訓練の実施に係る確認事項の連絡がありますので、お答えいただきますよう、ご協力をお願いします。

皆様に、この訓練用の緊急地震速報を混乱なく利活用していただくためには、訓練用の緊急地震速報を受信した際、お持ちの端末がどのような動作をするのか、事前に知っておくことが重要となります。この専用の受信端末の動作について、不明な点などありましたら、専用の受信端末を購入された事業者若しくは確認事項の連絡があった事業者等におたずねください。

本件に関する問い合わせ先

気象庁総務部民間事業振興課または地震火山部管理課
電 話 03-3212-8341（内線4786 または 4516）